



スイミング会員規約

本冊子は退会するまで大切に保管ください

1、 名称

本スクールはドルフィンスイミングスクールと称します。

2、 所在地

本スクールは岐阜市大蔵台 10 番 28 号に置きます。

3、 目的

本スクールは泳力向上のために専任コーチ制による技術指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深めていただき、水泳を通じて健全な心身の育成をし、地域社会での生き方や学び方を伝えるとともにスポーツの振興を図ることを目的とします。

4、 入会資格

- 1) 本スクールに入会できる方は、各コースに定める資格を満たし、本スクールの目的および本規約に賛同し、これを遵守することに同意した方とします。
- 2) 未成年者が入会する場合は、親権者その他の法定代理人（以下「保護者」といいます。）が、会員本人を代理して入会を申し込み、又は入会について同意するものとします。
- 3) 保護者は、本規約の内容を承諾し、会費等の支払その他未成年会員の本規約に基づく義務について、会員本人とともに履行する責任を負うものとします。
- 4) 保護者が本規約に違反し、又は本スクール、職員若しくは他の会員に対する迷惑行為を行い、本スクールの安全又は適正な運営に支障を生じさせた場合は、その内容及び程度に応じ、会員本人についても、施設利用の停止、会員資格の停止又は除名その他必要な措置を講ずることがあります。
- 5) 会員又は保護者は、安全な水泳指導のために必要となる既往症、疾病、障害、アレルギーその他の健康上の事情がある場合は、入会時及びその後事情が生じた際に、本スクールに申告するものとします。本スクールは、合理的な配慮を行っても会員本人又は他の利用者の安全を確保することが困難であると合理的に判断した場合は、入会をお断りし、又は利用方法について条件を付することがあります。

5、 休館日

本スクールは年間 45 週制とし、定期休館及び改修工事その他、台風・大雪・地震等によるやむを得ない事由が発生した場合は休講とします。（原則として振替授業は行いません）

6、 入会手続

入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、所定の費用（入会金・年会費・月会費 2 ヶ月分・スクール指定用品代）を納入していただきます。併せて、預金口座振替依頼書を提出していただきます。なお、虚偽の申請をした方には、入会又は会員資格の取り消しを行うことがあります。

7、 入会金

入会金は本スクールが別途定めた金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金できません。また、本スクールの会員資格を失うまで有効とし、退会時には返金いたしません。

8、 月会費及び年会費

- 1) 会員は月会費を 1 ヶ月ごとに納入していただきます。月会費等は毎月 27 日に翌月分を口座振替により自動引落としいたします。
- 2) 年会費（1 年間有効）は前月に月会費と一緒に自動振替により口座引落としいたします。

9、 休会・退会・クラス変更

- 1) 休会又は退会する方は、休会届・退会届用紙に必要事項を記入し、締切日までに受付に届け出をしてください。休会中は所定の費用を納入していただきます。
- 2) クラス変更の場合は締切日までに所定の手続きをし、所定の費用を納入していただきます。



10、会費等の不返還

一旦納入した会費等は、原則として理由の如何にかかわらず返金できません。

11、月会費の滞納等

月会費が会員の帰責により口座から引落しができなかった場合には、手数料 550 円をお支払いいただくものとします。月会費を 3 か月以上滞納した会員は、会員資格を停止または喪失するものとします。その場合、未納分の会費はお支払いいただきます。また、事前に支払猶予の了承手続をとる場合の他、正当な理由がなくその納入を怠った場合は水泳の指導を停止され同時に会員の資格を失うものとします。

12、会員の遵守義務（会員は次の各号に定める事項を遵守していただきます）

- 1) 会員登録の際に届け出た氏名・住所・連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。
- 2) 許可なしに、他の会員に広告物を配布、勧誘、物品の販売をしてはいけません。
- 3) 撮影に関してはフロントにて『撮影許可』を申請し、許可証を携帯しなければならない。
カメラ付き携帯電話・スマートフォン等での撮影は一切できません。
- 4) 愛玩動物、悪臭を発するもの、その他会員の安全を脅かすと認められる物品の持込を禁じます。
- 5) 会員が本スクールの管理指導に従わない為におきた事故や盗難、破損等については、本スクールは損害賠償責任を一切負いません。
- 6) 非常口を事前に確認し、地震、火災等の災害が発生した場合はスタッフの指示に従って冷静な行動に務めてください。
- 7) 暴力団関係者及び刺青、TAT00 のある方は施設への入場を断る場合があります。万が一、暴力団関係者と判明したときは契約を解除いたします。

13、カスタマーハラスメントへの対応

- 1) 当スクールは、会員、保護者、同伴者その他本スクールを利用する関係者による要求又は言動のうち、その要求内容の妥当性に照らして、手段又は態様が社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境、他の会員の利用環境又は本スクールの適正な運営を害するものをカスタマーハラスメントとして取り扱います。
- 2) 次の各号に掲げる行為は、カスタマーハラスメントに該当することがあります。
 - ① 暴行、傷害、物品の破壊その他の身体的又は物理的な攻撃
 - ② 暴言、威迫、脅迫、侮辱、誹謗中傷、差別的発言、性的な言動その他人格又は尊厳を害する言動
 - ③ 土下座その他社会通念上過度な謝罪を要求する行為
 - ④ 長時間の拘束、居座り、退去拒否、同一内容の要求又は問合せを合理的な理由なく反復する行為
 - ⑤ 契約内容又は社会通念に照らして対応することが困難な要求、特別扱いの要求又は合理的な範囲を超える金銭、謝罪若しくは処分の要求
 - ⑥ 職員の住所、電話番号その他の個人情報を開き出し、公開し、又は職員につきまとう行為
 - ⑦ 職員又は他の会員を、正当な理由なく撮影、録音し、又はその画像、音声若しくは個人情報をインターネット、SNS その他の媒体に公開する行為
 - ⑧ その他前各号に準じ、社会通念上許容される範囲を超える行為
- 3) 本条に該当する行為があった場合、当スクールは、その内容及び程度に応じ、次の措置を講ずることができ、
 - ① 注意、警告又は行為の中止要求
 - ② 面談、電話その他の対応の中止
 - ③ 書面、電子メール又は代理人を通じた対応への変更
 - ④ 施設からの退去又は施設への入場の拒否
 - ⑤ 施設利用又は会員資格の一時停止
 - ⑥ 第 14 条に定める除名
 - ⑦ 警察、弁護士その他の関係機関への相談又は通報
- 4) 当スクールは、事実関係の確認、職員及び利用者の安全確保並びに証拠保全のため、対応内容を記録又は録音することがあります。



14、除名処分

当スクールは、会員またはその保護者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、会員資格を停止し、または除名その他必要な措置を講ずることができます。

- 1) 本規約その他当スクールの定める規則に違反したとき。
- 2) 当スクール、他の会員、保護者または職員に対し、暴言、威迫、脅迫、侮辱、誹謗中傷その他社会通念上相当性を欠く言動を行ったとき。
- 3) 当スクールの業務を著しく妨害し、又は正常な施設運営に支障を生じさせたとき。
- 4) 当スクール又は職員に対し、社会通念上相当な範囲を超える要求を繰り返したとき。
- 5) インターネット、SNS その他の媒体において、虚偽又は当スクールの信用を不当に毀損する情報を発信したとき。
- 6) その他会員として不適当であると当スクールが合理的に判断したとき。

15、会員資格の喪失（会員が次のうちのいずれかに該当する場合、会員資格を喪失します）

- 1) 会費を3ヶ月以上未納の方（会費を3ヶ月滞納した場合は強制退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については未払い料金と判断しご請求させていただきます）。尚、強制退会となった方の再入会はお断り致します。
- 2) 会員が退会された場合。
- 3) 会員規約・重要事項説明書・その他本スクールの諸規則に違反し、注意や警告をするのに収まらない方。
- 4) 入会に際して虚偽の申告をした方。
- 5) 死亡したとき。
- 6) 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ及び組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す）と親密な関係にある方。
- 7) 第14条に基づき除名処分を受けた場合。
- 8) 当スクールとの信頼関係が著しく損なわれ、会員契約の継続が困難と当スクールが合理的に判断した場合。

16、損害賠償

- 1) 本スクールの施設利用に際して本人又は第三者に生じた人的、物的事故について本スクールは一切の責を負いません。
- 2) 会員が本スクールの施設利用に際して第三者に損害を与えた場合、会員が速やかにその賠償の責に応じるものとします。但し、事故または損害を与えた原因が明らかに本スクールの過失または器具等の不具合による場合はこの限りではありません。

17、個人情報保護

本スクールでは、利用者等の個人情報は本スクールのサービスを提供するためにスクール内及び本スクール運営会社であるドルフィン株式会社で活用することはありますが、本人の許可なく公開することはありません。

18、その他

この利用規則は、適時必要に応じて変更することがありますのでご了承ください。

※ 本規約は令和8年月1日より適用するものとします。

ドルフィンスイミングスクール規約の内容について説明を受けました。私は、本規の内容を理解し同意した上で、会員登録をします。

令和 年 月 日

署 名 _____



重要事項説明書

1、 月会費について

毎月 27 日に翌月分が口座振替により自動引落としとなります。

例) 4 月分会費・・・3 月 27 日に自動引落とし (27 日が銀行休業日の時は翌日)

※ 引落とし不能の場合、次回の口座振替に上乘せられて自動引落としとなります。手数料 550 円を申し受けます。

※ 会費を 3 ヶ月以上滞納した場合、会員資格を停止または喪失することとします。その際、未納分の会費はお支払い頂きます。

2、 年会費について (1 年間有効)

入会月の前月に月会費と一緒に口座振替にて自動引落としとなります。

※ 年会費 2,200 円 (口座振替)

3、 休会について (1 ヶ月単位で休む場合)

休会する際は、会員証を持参の上所定の休会届を本スクールが定めた締切日までに提出してください。届出の提出期日は休会される月の前月 10 日です。(お電話では受付することが出来ません)

※ 10 日が休館日の時は前日が締切日。

※ 締切日以降は受付することが出来ません。

※ 休会費 1,100 円 (口座振替)

4、 退会について

退会する際は、会員証を持参の上所定の退会届を本スクールが定めた締切日までに提出してください。届出の提出期日は当月 10 日です。(お電話では受付することが出来ません)

例) 7 月末退会の場合、7 月 10 日締切

※ 10 日が休館日の時は前日が締切日。

※ 締切日以降は受付することが出来ません。

※ 退会届を提出されていない場合は、施設利用の有無にかかわらず月会費をお支払いいただきます。

5、 クラス変更について

1) クラス変更は前々月 11 日から前月 10 日まで受付けます。(休館日の場合この限りではありませんので、ドルフィンスイミングスクールホームページから日程表をご確認ください。)

2) 変更料として 220 円を納めていただきます。(締切日以降は受付することが出来ません)

3) お電話でも承りますが、締切日までに変更料をフロントで納めていただかないと手続き完了となりません。

6、 バス利用について

バスは定刻になり次第出発させていただきます。バス出発予定時刻前には待機しててください。

尚、交通事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。

7、 会費等の不返還について

会費等の日割り計算はできません。納付された会費等は返還されません。

8、 練習・進級テストについて

お子様の練習状況、進級テストに関する質問は、電話にて承っております。

会員番号、氏名を告げてお問い合わせください。後ほど担当コーチより返答を差し上げます。

9、 欠席連絡について

レッスンをお休みする場合は、会員サイト (hacomono) で欠席の登録をお願いいたします。バスを利用されている方は、バスの運転手に伝えますので施設までご連絡をお願いいたします。

クラス・氏名・バスの色をお知らせください。(TEL 058-241-2323)

10、 早退について

レッスン早退をコーチに伝える場合は、レッスン開始時間前にフロントまでお知らせください。



11、持ち物について

- 1) 持ち物には必ず記名をお願いいたします。(靴の間違いも大変多いので記名をお願いします)
- 2) 貴重品、食物は更衣室に置かないでください。

※ 必要ない物は持って来ないよう保護者様はご注意ください。

12、会員証の取り扱いについて

会員証は毎回ご提出ください。お手紙など会員証を通してお渡ししておりますので、お出しにならないとお手元に届かない原因となります。

会員証をお忘れになられた時は、入館時にフロントまでお申し出ください。紛失した場合は再発行いたしますのでフロントにお知らせください。(再発行料 610 円)

13、マナー・ルールについて

- 1) ギャラリーで走り回ることや大きな声を出すことのないよう保護者様はお子様から目を離さないでください。また、小さなお子様の側を離れないようお願いいたします。
- 2) ギャラリーでのご歓談は他の方に差し障りのない声の大きさでお願いいたします。
- 3) 携帯電話やゲーム機のご使用は周りの方の迷惑にならないようご注意ください。
- 4) 荷物を置いての席取りはご遠慮ください。また、見学を終えられた方は次の方に席をお譲りいただきますようお願いいたします。
- 5) 駐車場での立ち話しは危険ですのでご遠慮ください。また、小さなお子様は危険ですので保護者様が手を引いて駐車場内を横断してください。
- 6) バス回転場には、駐停車をしないようお願いいたします。
- 7) 駐車場内は一方通行ですので、案内標識をお守りください。
- 8) お子様は、必ず駐車して乗降させてください。停車しての乗降は、大変危険ですのでご遠慮ください。

※ 本重要事項説明書は令和 8 年 8 月 1 日より適用するものとします。

ドルフィンスイミングスクール＜重要事項説明書＞の内容について説明を受けました。私は、本重要事項説明書の内容を理解し同意した上で、会員登録をします。

令和 年 月 日

署 名 _____